

日社福士2009-356  
2009年11月27日

法務省民事局  
局長 原 優 殿

社団法人 日本社会福祉士会  
会 長



### 親権のあり方について

拝 啓 晩秋の候 貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本会は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」と定義された国家資格である社会福祉士で構成される社会福祉専門職団体です。資格制度誕生から21年を経過し既に12万人を超える資格者が誕生し、福祉現場の第一線で業務を行っています。

会員には、児童相談所の所長や児童福祉司、児童養護施設、および市町村児童福祉担当部署に勤務する相談員等も多くおり、児童を取り巻く現場でさまざまな問題に取り組み、日々活動をしています。

さて、改正児童虐待防止法(2008年4月施行)附則第2条において「児童虐待の防止等に関する制度に関しては、この法律の施行後3年以内に、児童の住所又は居所における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方その他必要な事項について、この法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされ、このたび関係省庁との間に設置された「児童虐待防止のための親権制度研究会」において検討が進められていることと存じます。

「親権のあり方」につきまして、本会としても利用者の権利擁護を担う専門職団体として子どもの権利をいかに守るかという立場にたち、また児童を取り巻く現場での援助経験をふまえて検討しました。

今回、検討結果を別添の意見(提案)書としてとりまとめましたので提出します。ご配慮のほどをよろしくお願いいたします。

敬 具

## 親権のあり方について（提案）

### 1 乳幼児と親権

提案 「著しい不行跡」がなくとも社会的養護を要する乳幼児については親権喪失宣告（一時停止も含む）申し立てができるようにすべきである。そして、第三者による未成年後見人制度を確立すべきである。

児童福祉の現場において親権喪失宣告申請は児童福祉法第 28 条の申請と比べ実例は少ない。そして民法第 834 条（親権の喪失の宣告）の「著しい不行跡」とは、児童虐待事例において非常に重度（兄弟姉妹の死亡等）の内容で親権者として容認できない保護者である。さらに、残された子どもを守るという事後の対応であり、子どもの権利擁護という観点からは不十分と考える。

提案の趣旨は、明らかに本人の意思表示が確認できない乳幼児について、「概ね 2 年間、子どもを養育できないことが明確な場合、国はその親権を喪失させるかまたは停止させて第三者による後見に委ねる。」こととし長期的に安定した成育環境を整え、子どもの健全育成を図ることである。

保護者との愛着関係が確立する非常に重要な時期に、親権者が全く養育せず、また養育者が頻回に変わることは子どもにとっては最大の不利益であり、「人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである。」という子どもの権利条約の理念から乖離している。

明確な虐待をせず、養育をしないことのみに対し親権剥奪、または一時停止を行うという考え方は乱暴であるという見解は十分に理解できるものであり、意思表示があれば当然回復できることを前提に厳密な手続きを行うべきであることは言うまでもない。

しかし父母および親族のすべてが養育できないか、拒否するという事例は少ないものの、このような場合に施設や児童相談所が何も手を打てない状況は立法の不作为による社会的ネグレクトと考える。

具体的には受刑、入院、置き去り、棄児などが考えられ、いわゆる児童福祉法第 28 条ケースに至らない内容で同意保護ケースが考えられる。

乳児院に預けて何年も面会しない、またはできないケース等は子どもへの合法的なネグレクトでありその成長を阻害しており、さらには里親委託や養子縁組の途（人生の選択肢）をも狭めている消極的な親権濫用である。

第三者による後見は、知事や政令市長が申し立てを行い家庭裁判所が後見人を選任

する方法が適当である。そして必要な費用は申し立てをした知事や政令市長が負担することなど成年後見制度に準じた制度設計を考えることができる。

実際の後見人としては公的後見の仕組みも整えつつ、社会福祉士や弁護士などが適切であり、施設措置または里親委託され社会的養護をされている子どもの後見人として職務を果たすことが期待される。

従来から親族が後見人になるケースはあるが、施設保護に同意をするのみで何らの協力もしないような場合も、ネグレクトと解釈すべきであり本来の未成年後見人事務を果たしているとは言えない。

また、第三者による未成年後見は施設内虐待の発見や防止への関与も期待できる。

一方、現実的には未成年後見人の候補者を見つけることは容易ではないと言われる。しかし、監督義務責任を軽減したり公費による報酬を導入するなど受任しやすい新たな制度設計を行えば、この課題を克服するために本会等の職能団体等が後見人養成を担うことの研究や取組みが可能となると考える。

## 2 医療と親権

提案 医療を受ける子どもの権利を守るためには親権の一時停止を行い、施設長、または児童相談所長へ付与すべきである。

児童福祉法上では、児童福祉施設の長は入所措置された児童に対し、親権のあるものについても監護等について必要な措置をとることができるが、予防接種のような日常的医療行為についても親権者の同意が得られず実施できないという現実があり、手術などについてはさらに困難が生じる。

また、保護者の虐待行為により、保護者の意に反し児童を一時保護する必要性があり、なおかつその児童が精神科の入院治療を要する場合、精神科病棟に一時保護委託する以外にないと考えられるケースが散見されているが、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」では親権者の同意がないと医療保護入院ができないため、事実上一時保護ができない状況にある。

現在でも、医療拒否により生命の危機が迫っている場合は親権喪失宣告の保全処分の方法がとれることになっているが、「親権喪失」はあまりに重大であり、現場では余程差し迫った場合でないと行使できないという声が多く、実際の事例も少ない。

こと医療行為に関しては、医療関係者の理解を得ることの難しさに加え相当に親権者の壁が高いため、施設長や児童相談所長は児童の福祉が保てない状況にある。「親権の一時停止の法定化」を含め、施設長や児童相談所長の権限を強める必要があると考える。

### 3 国際養子 — 親権濫用の懸念 — 【今後の検討課題として提議】

親権者と斡旋者のみで国外に養子を出せること、そしてそのことをチェックする制度がないという実体がある。

#### (1) 国際養子縁組の問題点

- ア 誰のための養子縁組かが不明瞭である。(子どもの福祉とは限らない。行き先がわからない子どももあり、チャイルドポルノ、臓器移植目的の虞もある)
- イ 日本は国際的な法的取り決め(ハーグ条約 1993 年国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約)を批准していない。
- ウ 子どもの権利条約第 21 条「国内で里親もしくは養子縁組が見つからない場合又は適切な方法で監護を受けることができない場合には、国際養子縁組を考慮することができる」という原則に反している。
- エ 実際にアメリカに渡り、順調に生活している人ですら実親のことを知るために壁があったと言われており、子ども本人に対してのアフターケアが十分ではない。

#### (2) 日本人の乳児がアメリカに養子に出されることへの疑問

そもそも現在の日本において海外養子縁組がその子どもにとって「幸せ」なのか考える必要がある。かつては駐留米兵の子どもを米国に養子に出していた時代があったが、平成の時代においては、不妊の夫婦の割合が高く養子を望む人が相当数いるにもかかわらず、日本人の子どもの海外養子縁組が行われるのは、その必要性において疑問である。海外養子縁組が、斡旋する側に適確な情報がなく善意の宗教的な信念で行われている場合や、または営利目的を福祉的表現で糊塗して行われている場合などが考えられる。

さらに出産した母親およびその親族の感情の問題も大きい。「顔も見たくない」「本当は名前も付けたくない」「同じ日本の空の下で生活していると思うと苦痛である」「この世にいることを忘れたい」などの拒否的感情から発生した海外養子は棄児に等しい。

このような状態の親権者は虐待リスクも高いため、結果的には社会的養護の制度に委ねることが考えられる。しかし、親から手放すのは同じでありながら、海外養子の斡旋は出す大人と受け取る大人の私的な都合であり親権の濫用と言える。

公的な機関のチェックを経ず、子ども本人の代弁者はいないままの海外養子縁組は、件数は少ないが権利擁護の観点から大きな問題であり、早急な制度研究が必要である。

#### 〈参考〉

日本からアメリカへ毎年移民孤児として 30～40 名出国している。

民間養子縁組斡旋機関

日本は届出制—8 団体

【養子と里親を考える会 2007】